

【新設】（他の通算法人に株式等の譲渡等による損失が見込まれていることの意義）

2-57 法第 64 条の 13 第 1 項第 2 号《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》の「当該株式又は出資の譲渡……による損失の額として政令で定める金額が生ずることが見込まれていること」には、例えば、通算法人の株式又は出資が通算グループ外の第三者に譲渡されたことにより当該通算法人が当該通算グループから離脱する場合における同号の他の通算法人に当該株式又は出資の譲渡による損失が生ずることもこれに該当する。

【解説】

1 グループ通算制度では、通算承認の効力を失う通算法人（初年度離脱通算子法人（令 24 の 3）など一定の法人を除く。以下同じ。）が一定の要件に該当する場合には、その通算法人の通算終了直前事業年度（その効力を失う日の前日の属する事業年度をいう。以下同じ。）終了の時に有する時価評価資産について時価評価損益（その時の帳簿価額とその時の価額との差額をいう。以下同じ。）の計上を行うこととされている（法 64 の 13④、以下「本制度」という。）が、この一定の要件とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 通算法人の通算終了直前事業年度終了の時前に行う主要な事業がその通算法人であった内国法人において引き続き行われることが見込まれていないこと（法 64 の 13④一）

(2) その通算法人の株式又は出資を有する他の通算法人において通算終了直前事業年度終了の時後にその株式又は出資の譲渡又は評価換えによる損失の額が生ずることが見込まれていること（法 64 の 13④二）

2 ここで、通算法人の発行した株式又は出資を通算グループ外の第三者に対して譲渡する場合、当該通算法人はその譲渡の日において通算グループから離脱してその通算承認の効力を失い、同日の前日において事業年度は終了することとなる（法 14④二）。この株式又は出資の譲渡により上記 1 (2) の他の通算法人に譲渡損が生ずる場合、当該他の通算法人はその譲渡に係る契約をした日の属する事業年度においてその譲渡損失額を損金の額に算入することとされており（法 61 の 2 ①）、当該契約が譲渡よりも前に締結される場合、当該他の通算法人は、当該譲渡の前日に当該譲渡損失額を計上することとなる。このように、通算子法人の株式又は出資の譲渡により当該他の通算法人に生ずる損失については、結果として損失計上すべき日が譲渡の日（離脱の日）前となることがあるが、このような場合についても上記 1 (2) の「その株式又は出資の譲渡又は評価換えによる損失の額が生ずることが見込まれていること」に含まれるのか、といった疑問が生ずる。

この点については、本制度による時価評価損益の計上を行うべきこの譲渡の日の前日に終了する事業年度である通算終了直前事業年度終了の時から見れば、この譲渡は将来の事象であることから、この「その株式又は出資の譲渡又は評価換えによる損失の額が生ずることが見込まれていること」に該当するということになる。本通達において、このことを明らかにしている。